

九農水第394号の2
令和7年1月17日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

九十九里町長 浅岡 厚

市町村名 (市町村コード)	九十九里町 (12403)
地域名 (地域内農業集落名)	九十九里町第10工区 (作田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 6月 12 日(第1回) 令和 6年12月 11 日(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・後継者がいない。
- ・新規就農者がいない。
- ・農業を続けるには体力的に難しい。
- ・圃場の大規模化が必要。
- ・細長い等、活用しづらい田畠が地域柄存在している。
- ・小規模の圃場が整備されず荒地となるケースが増えている。
- ・地盤沈下により排水が難しい水田がある。
- ・農地を集約しようにも土地によってかなりの違いがあるため困難。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	225.50 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	200.30 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

効率的な農地利用のため、農地の出し手はできるだけ農地中間管理機構を活用する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地中間管理機構関連農地整備事業の活用を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

【新規就農者支援】認定農業者を目指す意欲ある担い手の育成、確保に努めるとともに、新規就農者に対して農業経営が定着するまで関係機関が連携して支援していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農業支援サービスを行う事業体の情報を地域内で共有し、必要とした時に活用できるようにする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ①ジャンボタニシが増えて困っている。(意見)
- ⑦町外の耕作者が増えてきており、保全管理の際、協力してもらえないケースが発生している。
- ⑨農産物の価格が安い。(意見)
- ⑨農業機械、資材費等が高い。(意見)